

訴 状

2016年11月30日

千葉地方裁判所 御 中

原告訴訟代理人 弁護士 葉 山 岳 夫

同 弁護士 一 瀬 敬 一 郎

同 弁護士 広 瀬 理 夫

同 弁護士 大 口 昭 彦

同 弁護士 遠 藤 憲 一

同 弁護士 久 保 田 理 子

同 弁護士 長 谷 川 直 彦

同 弁護士 藤 田 正 人

同 弁護士 西 村 正 治

同 弁護士 浅 野 史 生

同 弁護士 吉 田 哲 也

〒286-0102 千葉県成田市天神峰63番地

原 告 市 東 孝 雄

〒243-0018 神奈川県厚木市中町4-4-10
アイディーコート本厚木シティーゲート201号
葉山法律事務所弁護士法人（送達場所）
TEL 046-297-3415 FAX 046-297-3416
原告訴訟代理人 弁護士 葉 山 岳 夫
ほか別紙代理人目録記載のとおり

〒282-8601 千葉県成田市古込字古込1番地1
被 告 成田国際空港株式会社
代表者代表取締役 夏 目 誠

請求異議の訴え

訴訟物の価額 11,280,630円

貼用印紙額 56,000円

予納郵券 6,000円

請求の趣旨

- 1 被告の原告に対する千葉地方裁判所平成19年（行ウ）第29号農地法20条1項による許可取消請求事件、同平成20年（ワ）第2338号土地明渡請求事件、同平成20年（ワ）第2341号建物収去土地明渡請求事件の判決に基づく別紙物件目録記載の土地、建物に対する強制執行はこれを許さない
- 2 訴訟費用は被告の負担とする
との判決を求める。

請求の原因

第1 請求異議の理由（第1点）

本件において被告は強制執行請求権を放棄している。

（民事執行法35条1項該当事由）

1 被告の原告に対する千葉地方裁判所平成19年（行ウ）第29号農地法20条1項による許可取消請求事件、平成20年（ワ）第2338号土地明渡請求事件、同平成20年（ワ）第2341号建物収去土地明渡請求事件については、2013年7月29日被告勝訴の判決が言い渡された（以下「本件判決」という）。

同事件の控訴審（以下「本件控訴審」という。）である東京高等裁判所平成25年（行コ）第326号農地法20条1項による許可取消控訴、土地明渡、建物収去土地明渡各控訴請求事件については、2015年6月12日被告勝訴の判決が言い渡された。

同事件の上告審（以下「本件上告審」という。）である最高裁判所平成27年（行ツ）第436号、同平成27年（行ヒ）第479号事件については、2016年10月25日被告勝訴の決定がなされた。

そして、被告は、本件判決に基づき、原告に対し強制執行をしようとしている。

2 強制執行権を放棄する旨の意思の公的表示ないし不執行の合意の存在

① 本件各土地は第二期工事区域内に位置し、1969年9月13日に事業認定の申請がされ、同年12月16日事業認定が告示され、天神峰78番2外及び南台の土地については、1970年11月30日に権利取得裁決申請及び明渡裁決の申立てが行われ、1973年11月30日に明渡裁決の申立てがなされた。

② 「成田シンポジウム」を主宰した隅谷調査団（団長：隅谷三喜男東京大学名誉教授）は、1993年5月24日のシンポジウムにおいて、

第一項目として、運輸省・空港公団による収用裁決申請の取下げ、

第二項目として、二期工事B・C滑走路建設計画を白紙に戻し、地域の人々と民主的に話し合いをすることにより解決の道を探ること

などを提案した。

③ これを受けて、運輸大臣は、以下のとおり公的に述べた。

「第一項目及び第二項目の提案に関しましては、反対同盟の提案は、

成田空港問題の原因は、地元の皆様の必ずしも十分なコンセンサスを得たとは言えない状況下において、空港建設を急ぐ事情を強調するあまり、比較的早い時期から土地収用法の手続に入ったという運輸省が進めてきた空港づくりにあり、また、それが成田空港問題を対話により解決することを阻む原因ともなっているとの認識から示されたものと受け止め、私どももそのようなものと理解するものであります。そして提案の趣旨は、これを取り除くことによって、意見を持つ者がお互いに原点に立ち戻って、平和的な話し合いにより問題を解決するという状況をつくり出すことにあると理解いたしたところであります。そしてそのことは、これまでの空港づくりについての厳しい反省を求められることでもあり、このため、二期計画のB、C滑走路建設計画を白紙の状態に戻すということについては、原点に戻って空港づくりを行うという意味から、改めて地元のコンセンサスを丁寧に得ながら空港づくりを行うべきところのご趣旨と理解したところであります。」「三提案はこのような意味に理解できることから、私どもとしては、この提案を隅谷調査団のご所見に従ってすべて受け入れることとしたところであります。」と述べ、空港公団総裁も「提案の第二項目につきましても、空港を地域にお願いする立場の者として、これまでの空港づくりの進め方についての反省をきちんと踏まえ、初心に還って、白紙の状態ですべて空港計画を地域によくご説明し、丁寧なコンセンサスづくりに取り組み、地域の方々と話し合いをすることにより解決の道を探るべきことと受け止めさせていただき、ご所見に示された結論に従いたいと存じます。」

- ④ 空港公団（被告の前身）は、上記シンポジウムを受けて、1993年6月16日、本件各土地を含む第二期工事区域に関する収用裁決申請及び明渡裁決申立を取下げた。この際空港公団の山本長総裁は、

「いろいろとご迷惑をおかけしました。これからいろいろな手続があるでしょうが、よろしく願いいたします。」

と述べた。

そしてその後、千葉県知事と面談して「対話の出発点です。」などと報告し

た。同知事もこれを了解し、「公団の英断に敬意を表します。理性あるコンセンサスづくりのため県も協力したい。」と話した。

- ⑤ 隅谷調査団は、1994年10月11日、第12回成田空港問題円卓会議において、「滑走路計画について」の項で、上記B、C滑走路建設計画を白紙にに戻すという提案を変転せしめて、平行滑走路（B滑走路）の建設を必要とするという運輸省（当時）の方針は理解できるという所見に後退したが、以下の所見を提示した。

「平行滑走路のための用地の取得のために、あらゆる意味で強制的手段が用いられてはならず、あくまでも話し合いにより解決されなければならない。」（甲2）

空港公団総裁は、これに同意して、

「『滑走路計画について』で示された民主的な建設の手法を遵守してまいることは当然であります。」

との意見を表明した。

ここに空港公団は、空港用地問題については「あらゆる意味で強制的手段をとらない」「あくまで話し合いによって解決する」「民主的な建設の手法を遵守してゆく」ことを、日本の全社会に対して誓約し、公約した。

- ⑥ 空港公団総裁黒野匡彦は、2003年（平成15年）3月14日付「東峰区の皆様へ」と題する書面を、空港用地の取得を巡って激しい争いになっている成田市東峰区の部落民に送付した。そこには、以下のとおり「あらゆる意味で強制的手段が用いられてはならず」の部分を被告がないがしろにしたことを認め、「今後は、計画の段階から皆さまの意見を伺うという民主的な手法を念頭に組み組んでいきたいと考えております。」と前記公約の履行を表明している。

円卓会議において「平行滑走路の建設を必要とするという運輸省の方針は、世論の趨勢や地域社会の多くの意見を踏まえれば理解できるところである。なお、平行滑走路のための用地の取得のために、あらゆる意味で強制的な手段が用いられてはならず、あくまでも話し合いにより解決されなければならない」との最終所見を関係者に受け入れていただきましたが、その後の私どもは、前段の部分ばかりが頭にあり、ただ

ただ平行滑走路を早く完成させたい、それに必要な土地をお譲りいただきたいと、そちらにばかり気持ちがいっていたのだと思います。特に暫定滑走路建設にいたる過程においては、「あくまでも話し合いにより解決されなければならない」という後段の精神を欠落したまま、W カップまでに滑走路をつくりあげることのみに専心し、東峰地区の皆さまにの心情に思いをめぐらすことが極めて不十分であったと感じています。

つまりは、皆さま方と相談することなく計画を一方的に策定し、その計画について賛否を問うことなく、ただ説明することだけという手法でした。皆さまからすれば、何と一方的なと感じられたことと思いますが、そのような私どもの、ある意味、身勝手な手法によって今日の東峰区に見られる多くの問題をつくり出ししてしまったことをまず反省しお詫びしなければならないと痛感しております。

今後は、この円卓会議の精神こ（マ）（に）今一度立ち返り、一方的に空港建設のみを追求するのではなく、計画の段階から皆さまのご意見を伺うという民主的な手法を念頭（マ）（頭）に取り組んでいきたいと考えております。」（甲3）

もとより、この方針は東峰地区住民のみならず、天神峰地区に居住する原告についても区別する理由がなく、同一である。

- ⑦ 本件の基本事件の第一審が行われた千葉地方裁判所において、被告職員である戸井健司は以下のとおり証言した（証人速記録2 1頁）。

尋問者 今回の市東さんに対する裁判所の判決で、今度また強制執行になると、同じようなことがことが起こっちゃう可能性が十分にあるわけですね。空港会社の方としては、そういうことも覚悟したうえで一応やっているというふうにお聞きしてよろしいんですか。最後に一寸お聞きしておきますけれども。

戸 井 私どもは、決してそういう事態をよしとするものではありません

尋問者 でも、起こったらしょうがないと。

戸 井 あくまでも、私どもは話し合いで解決していきたいというのは、それはもう一貫しております。

尋問者 そうすると、判決が出て、強制執行なんかそこまでは考えてないんだよと、そういうことですか。

戸 井 ええ、できればそういう道はやりたくありません。

尋問者 やりたくない？

戸 井 できれば。

尋問者 というのは、つまり、どういうことですか。

戸 井 できるだけ話し合いで我々の考えというものを御理解頂きたいと、そのように考えております。

3 上記事実の法的意味・効力

(1) 上記事実の法的意義

上記事実は、被告が、「およそB滑走路関係の用地の取得については、強制執行を行うことはない」旨、社会的に宣言し、公約したものであって、＜強制執行を行う権利を放棄した＞もの、ないしは＜成田空港現地の農家である原告＞と合意したとみなされるべきものである。

(2) 「あらゆる意味での強制的手段をとらない」の意味

- ① けだし、このとき宣明された「あらゆる意味で強制的手段をとらない」との態度表明に於ける「強制的手段」とは何かと云えば、それは、被告がなすところの、裁判手続を経たうえでの所有権に基づく明渡等の強制執行請求を裁判所に対して行わないことを意味する。
- ② 具体的には、かつて成田空港に関連して繰返されてきた「流血の惨事」の問題が存する。

すなわち被告は上記のようにして、現に当該土地に居住し、当該土地を耕作している現地農家に対して、当該土地を明渡させ、被告所有地に

対する現実的占有を取得するための実力行使を、無慈悲・暴力的に反復してきた。例えば、土地収用法による手続を経た上での、1971年2、3月の第一次行政代執行、9月の第二次行政代執行などである。

これらの暴力的政策の強行によって、被告は現地農家および支援者に多くの血を流させた。

③ そもそも被告が、これまで行ってきた空港用地に対する占有取得については、

ア 所有権の取得

イ これを前提とした具体的占有権の取得

の2段階を経て行われてきた。

土地収用法による収用が上記アに関するものである事は言うまでもない。

しかし、被告にとっての「空港用地取得」はこれのみによっては目的を達成することは出来ない。実際に空港を建設するためにはイが不可欠である。

それゆえに被告は、これまで上記ア・イの2段階において、強制的手段をとってきた。すなわち、アは、土地収用法による手続による土地所有権の強制的取得であり、イは、所有権の認められた土地に関しての行政代執行による代執行である。

そして特にイについては、警察権力の物理的暴力が投入され、現地農家を実力によって土地から引剥がして、占有権を強奪したうえで、被告への占有移転が強行されたのであった。

④ これはまさに流血の惨事であった。死者・多くの重軽傷者・被逮捕者を生み、長く続く刑事裁判となり、日本社会全体に大きな衝撃を与えた。

隅谷調査団による「成田シンポジウム」「成田円卓会議」は、こうした「流血の事態を避止する」ためとして、開催された。

そしてここに於いて、前記の確認が被告によってなされるに至ったのであった。すなわち、国策として国家に庇護された被告が、「今後も強制はありうる」などという態度をとり続けた場合はどうであったろうか。

そのような権力主義的姿勢が示されている以上、現地の農家が土地を守

るために、自身の体を張って実力で闘い抵抗するという姿勢・方針を止めるということは、生存権の本質からしても絶対にありえないことは、誰の目にも明らかであった。

それゆえ、『「流血の事態」を避けて、成田空港問題を解決したい』というのであれば、被告が従前の『強制手続すなわち国家の暴力に頼る』ということから根本的に絶縁すること（すなわち、被告は「民主的方法によって現地農家を説得する」という方法のみをとる・・・公団総裁は円卓会議で最後のことを明言している）が、絶対の前提条件であることは自明のことであったのである。

そして、被告はその旨宣言・誓約し、日本社会に対して公約したのである。

こうして、「成田シンポジウム」「円卓会議」は成功したと、被告自身は総括した。

- ⑤ このような、被告の「あらゆる意味で強制的手段をとらない」との態度表明の、法的意味はいかなるものであろうか。

ア 本位的

それは、「あらゆる意味で」との言い方からして、上記「ア・イ」の双方を含むものであることは言うまでもない。

当たり前のことであるが、「あらゆる」とは100%を意味しているから、現地農家の意に反する農地の所有名義の移転も当然これに含まれる。

イ 予備的

ただ、ここで仮に百歩を譲り、ア・イについて敢えて分別的に検討するという立場からも検討してみることとする。

上記「イ」はまさに、暴力的な占有排除であるから、「流血の惨事」そのものであるが、「ア」については、任意の売買、あるいはこれによる権利移転に基づく訴訟であって、被告とされた農家に於いても訴訟上の主張立証によって、種々に争う事が可能であるという点に着目強調して、訴訟に於いて権利関係を明確にすることまでは許されるなどという主張がなされるかも知れない。

原告は、このような主張を認めるものでは断じてない。しかしこの点は

今は措くとして、仮にこれによって「ア」ということがありうるとしても、これに基づく「イ」が、全く様相を異にする強制手段であって、かつての「流血の惨事」同様のものであることは明白である。

いかなる立場をとっても、「イ」の強制性は誰の目にも歴然としている。

したがって、「あらゆる意味で強制的手段はとらない」の公約には上記「イ」の放棄が含まれていることは疑いようのない事実である。ゆえに、仮に訴訟までは認められるという立場がとられたとしても、これに基づく強制執行は絶対に許されないのである。被告は、それは行わないと公的に誓約したのである。

⑥ 小括

以上を要するに、被告は「本件債務名義について強制執行しない」との立場・意思を社会的に明らかにしてきたのであって、強制執行の権利を放棄しているものである。ないしは、成田現地の全ての農家と合意したのである。

4 民事執行法35条2項との関係について

(1) 被告が「強制執行の権利を放棄」していることは、上に確認したとおりである。

ところで、本件の対象は、このほど最高裁に於いて確定した判決であり、被告のこの公約・放棄意思の公表は1994年のことであるから、民事執行法35条2項との関係が問題にされるかもしれない。

しかし以下の理由によって、本項は本件には関係がない

① 理由 その1

ア 本件に於いて、被告が土地に対して認められた所有権は、その性質に於いて特殊な所有権である。すなわち本件土地所有権は、上記の経過からして、仮に被告が土地の所有権を任意に取得した場合でも、それを空港用地として利用する為には、現耕作者との話し合いを重ねて合意を得た結果でな

ければならず、強制執行して追出すという事までは出来ないという内在的制約を有する所有権である。

イ なお、このように債務名義の権利の実体面を争う債務者が、請求異議訴訟を提起する権利は、債務名義の確定後も制約されない。

(東京高判昭和58・9・28判例時報1095号112頁)

ウ 本件強制執行申立は、当然のことながら控訴審の口頭弁論終結後に行われたものであり、被告の「あらゆる意味で強制的手段はとらない」という公約違反がこの時点で具体的に発現したものである。

② 理由 その2

ア 本件判決は、このほど確定したが、しかし、その後も「成田円卓会議」に於ける態度表明を、格別公的に否認するということは、被告は行ってはいない。黒野空港公団総裁の書簡・戸井職員の証言はそのことを明示している。

イ この不作為は、判決確定後の現在の時点に於いてなお、1994年の成田円卓会議に於ける公的表明、および平成15年付(2003年)の黒野匡彦総裁の東峰部落に対する約束(これは、成田現地の全農家に対してなされたものというべきである)は、基本事件の弁論終結・最高裁に於ける確定以降である現時点にあっても、なお維持しているという態度表明であると評価されるべきである。

ウ よって、これは本件訴訟の「弁論終結」後に発生している事実である。

③ 理由 その3 (予備的主張)

仮に、上記②が容れられないとき、予備的に以下の主張をなす。

ア 上記①・②にもかかわらず、判決確定後の被告の行為は、自身がなしたこのような重大な約束を不信義にも反故にして、強制執行を企図しているのではないかと、原告ら現地農家を深刻に疑わせるような態度をとっている。万が一、現実に執行が行われてしまった場合には、原告の受けること

となる不利益・損害は甚大である。

イ このような卑劣な不信義が許されないことはもちろんである。

民事執行法上は、このような不正義な強制執行が行われてならぬことは当然である。

ウ それゆえ、叙上のおりの実体的制約にもかかわらず、不信義にこれを反故にして強制執行しようとしている被告の行為は、判決確定後新たになされているものと言うべきである。

③ 結語

以上よりして、本訴請求は、民事執行法 35 条 2 項の制約を受けない。
被告の強制執行申立は、許されない。

第 2 請求異議の理由（第 2 点）

本件控訴審判決は無効である（民訴法 312 条 2 項 2 号、憲法 31 条、32 条違反）

1 忌避申立事件未確定中の判決期日指定、判決の言渡し

2015 年 3 月 4 日午後 3 時から行われた本件控訴審第 4 回口頭弁論において、突然結審が宣言された。そのため、原告は直ちに本件控訴審裁判所を構成する小林昭彦裁判長裁判官、定塚誠裁判官及び岡山忠広裁判官（以下「小林裁判長ら」という）に対して忌避申立てを行ったところ、却下された（平成 27 年（行タ）第 33 号）。

これに対して、原告は、特別抗告を提起した（係属部東京高等裁判所第 20 民事部イ C 係平成 27 年（行セ）第 27 号）。

特別抗告申立理由書は、16 頁にわたり小林裁判長らにつき憲法 31 条、32 条違反を論証している。

上記事件記録は、同年 5 月 14 日最高裁第二小法廷に到着し、事件番号平成 27 年（行ト）第 52 号を付されたが、同年 6 月には、同裁判所において本件は審理中であった。しかるに、本件控訴審裁判所小林裁判長らは、同年 6 月 5

日に判決期日をわずか1週間後の同月12日と指定し、原告による忌避申立事件につき特別抗告中であることを一つの理由とした口頭弁論再開申立てに応じることなく、判決言渡しを強行した。なお、上記特別抗告事件については、上記判決言渡日から46日後の7月29日に決定で棄却された。

このように忌避申立てが特別抗告中であり、その判断がいまだ確定していないにも関わらず、判決言渡し期日を指定し、判決を言い渡すことは、民訴法26条但書きが定める要急行為に該当せず、同条本文の「除斥又は忌避の申立てがあったときは、その申立てについての決定が確定するまで訴訟手続を停止しなければならない。」との規定に反し、さらには、小林裁判長らは民訴法312条2項2号が定める「法律により判決に関与できない裁判官」に該当する。

憲法32条は「何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪われぬ」と規定し、裁判を受ける権利を基本的人権の一つとして保障する。その趣旨は、ただ単に裁判所に訴訟を提起し裁判を求めることを保障するにとどまらず、「公正かつ偏頗のおそれのない」裁判所によって裁判を受けることも保障されていると解されている。そして、この「公正かつ偏頗のおそれのない」裁判所を実現するための制度的担保として訴訟当事者に忌避申立権が認められているのである。したがって、訴訟指揮の問題は、裁判を受ける権利を保障されている当事者から見て、不公正ないしは偏頗のおそれがあると認められる場合には、当該裁判官らには「裁判の公正を妨げるべき事情」があるというべきである。この点、小林裁判長らには「裁判の公正を妨げるべき事情」が存在することは明らかであった。すなわち、小林裁判長らは、原告の防御・反証に必要不可欠であることを知りながら、原告に立証計画書及び意見書の要旨を陳述させることも、被告に意見を求めることもなく、請求した10名の人証の採否をしないまま抜き打ち的に強引に結審した。のみならず、小林裁判長らは、本件判決で農民としての「死刑判決」を受けた原告の本人尋問も拒否した。判決で最も不利益を被る当事者の声も聞かないというのは、もはや裁判ではない。

このような小林裁判長らに対して忌避申立てがなされている以上、小林裁判長らは、忌避申立てに係る判断が確定するまでは、当然に訴訟手続から排除されるべきであり、判決言渡しなどはできるはずはない。

よって、本件においては、小林裁判長らは「法律により判決に関与できない

裁判官」であることは明らかである。

したがって、本件控訴審判決は無効である。

以下、これらの点について敷衍する。

2 判決言渡し期日の指定、判決の言渡しは要急行為に該当しない

この点については、注釈民訴法（1）375頁で「判決の言渡しは、忌避を申し立てたものが排除を求める中核をなすものであるから、急速を要する行為に該当しない。」とされているとおりである。

また、民訴法が要急行為を例外として位置づけた趣旨は、「その行為の遅延によって相手方に損害を及ぼすような行為のことをいうのであり（※括弧内中略）具体的には証拠保全手続、仮差押え、仮処分のことをいうのであり」（同書）とされているところ、原判決には仮執行宣言が付されなかったことからすると、本件事案の全体から見て「その行為の遅延によって相手方に損害を及ぼすような行為」などは想定し得ず、この点からしても、判決言渡し期日の指定、判決言い渡しは要急行為に該当しない。

3 小林裁判長らに係る「裁判の公正を妨げるべき事情」

（1）訴訟指揮の問題と「裁判の公正を妨げるべき事情」について

そもそも民事訴訟法が訴訟当事者の忌避申立権を設けている趣旨は、裁判の公正に対する訴訟制度利用者の信頼を維持するために、公平の外観を備えない裁判官を個別事件ごとに排除する点にある。そして、かかる忌避申立権は、憲法32条が「何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。」と定め、その「裁判所」は「公正かつ偏頗のおそれのない裁判所」と解されていることに根拠を有している。

このような忌避申立権の根本趣旨と憲法解釈からするならば、民事訴訟法24条1項の「裁判の公正を妨げるべき事情」とは、「公正かつ偏頗のおそれのない裁判所」を妨げるような事情があれば足りると解すべきである。

これに反して、「裁判の公正を妨げるべき事情」を「裁判手続外の要因によって当該裁判官のその事件における公正な職務の遂行を期待することができない客観的な事情」と限定して解することは忌避申立権の根本趣旨と憲法解釈に反するもので、全く間違っている。

したがって、裁判官による訴訟指揮につき「公正かつ偏頗のおそれのない

裁判所」を妨げる事情が認められれば、当然にそれは「裁判の公正を妨げるべき事情」に該当すると解するべきである。なぜならば、当該裁判官が公平であるか否かについては、訴訟指揮という外形的行為をもって初めて発露するものであるから、訴訟指揮の問題も当然「裁判の公正を妨げるべき事情」に含まれると解するべきである。もし、そのように解さなければ、民事訴訟法が訴訟当事者に忌避申立権を認めた意味は事実上無きに等しいこととなるからである。実は、従来から、忌避制度は著しく形骸化されているとの指摘があるが、それは「裁判の公正を妨げるべき事情」を極小化してきたことに原因を有するのである。

(2) 学説上も上記の様に考える見解が極めて有力である。

例えば次のように論じられている。以下、学説と判例を引用する。

a 学説について

(a) 「実際にも裁判官が事件当事者と特別な関係にある場合には当事者の忌避申立を待つまでもなく当然回避するであろうと思われる反面、裁判官の自覚せざる予断というものは、その訴訟指揮や釈明のあり方において顕在化して来るものであるから、訴訟指揮ないし釈明という分野が全く忌避申立の対象になる余地がないとしては忌避申立制度の意義が半減する恐れが考えられるので、訴訟指揮ないし釈明の徴憑としての意味に常に留意すべきであろう。」(西野喜一『裁判の過程』6頁～7頁)

(b) 「もちろん、極端に偏頗な訴訟指揮が成される場合には、忌避事由に該当する。」(伊藤真『民事訴訟法』第4版補正版104頁)

(c) 「なるほど訴訟指揮等に関する措置に関しては、裁判官による裁量の幅が広く認められており、しかも、それに対して不服があれば異議や上訴で争いうる場合のあることは否定できない。しかし、裁判官が訴訟法規に定めるところから顕著に違反し、法律で認められた裁量の範囲を著しく逸脱する結果、ひいては裁判の公正を妨げることを窺わせるにたる客観的かつ合理的な事情も存する場合もあろう。まさに、このような事情は、忌避の原因となると解することを妨げる理由は存在しない。さらに、このように解することによってのみ、裁判官の偏頗・

偏見からの効果的な救済の途が、はじめて当事者の対して拓かれるものといわなければならない。」(永井博史「裁判官忌避の制度瞥見」近畿大学法学第46巻1号7頁)

- (d) 「それでは、訴訟指揮のやり方を忌避事由のやり方に含ましめることが可能であろうか。筆者は、以下の観点から忌避事由に容れるべきであるという見解を採りたい。その根拠のひとつは、訴訟指揮のやり方を忌避事由から除いた場合に、裁判の公正さは真に保たれ得るのか、前例の忌避申立却下事例は十分に妥当性があるかという点に疑念があるからである。その疑念は次の三つのことから発生する。第一に、前述したように、訴訟指揮の巧拙は訴訟の結果にかなりの影響を与える。それにもかかわらず、訴訟当事者のみならず、裁判を利用する国民サイドからして、一般的に納得できがたい忌避申立却下事例が存在するという事。第二に、訴訟指揮の内容自体が裁判所の完全な専権に属するわけでもないという見解が出てきており、訴訟指揮の内容そのものが変容してきているという現状を直視することが必要なのではないかということ。第三に、裁判官への全幅の信頼感が揺らぎ、減退してきている現状があるということ。特に、第二の点について、民事訴訟審理の中に訴訟当事者を入り込ませるといった考え方が少しずつ定着し始めているという現状を看過すべきではなかろう。日本の民事訴訟の在り方事態がこれまで当事者主義というよりも、主として裁判官主導で行われてきたといえる。この点について、官庁のパターナリズムが背景にあることが指摘されている。今後は裁判所のパターナリズム、裁判所が当事者をカバーしてきたことにより、平均的法律家の力が落ち、カバーしようにもカバーできる裁判官が少数しか居らず、今後はそういうことができなくなろうであろうと予測する見解もある。そうした裁判現状のなかで、訴訟当事者は何を求めるのか。実体的真実を追求するのは当然として、同時に訴訟当事者等が裁判所に求めるのは、自己が納得できる形で訴訟内容の形成手続が公正になされたという内心の、それこそ主観的尺度、どれ程裁判の当事者となって満足を得られたかということをも重視されるようになってきているのでは

ないであろうか。また、すべきではないであろうか。訴訟当事者にとっての実体的正義から手続的正義への緩やかなシフトがおりつつあるのである。」(波多野雅子「裁判官忌避制度再考」札幌学院法学19巻1号36頁―37頁)

(e) 「訴訟指揮上の措置は裁量の余地が大きく、この裁量権の濫用から裁判の偏見の存在がはっきりと推認できるにいたった場合には、忌避による裁判官の排除が最も効果的な救済とみるべきであろう。」(小島武司「民事訴訟の思想―裁判の本質的特性としての公平―中」法学セミナー1978年10月121頁)

(f) 「訴訟指揮その他訴訟上の措置であるかぎり、それがどのような態様・程度・状況でなされようとも、およそ忌避事由にはなりえないとまでいうことはできないであろう。全体的かつ客観的にみて著しく偏った異例の訴訟指揮がなされた場合には、これをもって偏頗・偏見等を示す『徴憑的事実』たりえないとはいえないからである」(『注釈民事訴訟法(1)』341頁)

b 判例について

(a) 大阪地裁1962年7月16日決定

「裁判所または裁判官の訴訟手続上の措置であっても、訴訟法規の定めるところから顕著に違反し、または、法規上あたえられた裁量の範囲を著しく逸脱する結果、ひいて、当該裁判官または当該裁判所を構成する裁判官につきその裁判の公正をさまたげるべき事情が存することをうかがわせるにたりる客観的合理的事由のあるときは、たんに訴訟手続上の措置の違法または不当を指摘し、これを立証するにすぎないことをもって、忌避の原因の疎明にあたらぬものということとはできない」(下民集13巻7号1421頁)

(b) 天津地裁1970年3月28日決定

「そこで、まず、どのような事情の存する場合が民事訴訟法第三七条第一項にいう『裁判官ニ付裁判ノ公正ヲ妨クヘキ事情アルトキ』に該当するのかという点について考察するに裁判官が当事者または事件と特殊な関係があることを原因として偏頗不公平な裁判をするであろうという

懸念を当事者に起させる客観的な事情ある場合がこれに該当するのみならず、釈明権の行使、不行使、証拠の採否等の訴訟行為の偏頗不公平を原因とする場合であっても、爾後、当該裁判官の職務執行の公正に信頼できないとの当事者の懸念が、客観的合理的にみて相当である場合にはこれに該当するものと解するのが、忌避制度を設けた趣旨に照らして適当である。」(判例時報616号95頁)

(c) 東京地裁1975年12月19日決定

「申立人の右忌避理由とするところは概ね畔上裁判長の本件訴訟の審理の進め方における訴訟指揮に関するものであるところ、このような事項を忌避の理由として主張できるかはそれ自体問題であるが、その真意はこれらに表象されるところがひいて不公正な裁判をする虞を示す客観的な事情であるとするにありと解されるので、その限度で検討する。まず本件訴訟の内容をどのように把握しどのように進行させるか、また、どのような事項を中間的判断事項としてどの段階でどのように判断すべきかは、全く当該事件を担当する裁判所の専権に属するところであり、裁判長は裁判所の合議決定に基づき訴訟指揮をするに止まるものというべきであるから、通常、裁判長の訴訟指揮のあり方からして公正な裁判が期待できないとするためには、それが合議決定に基づかないで恣意的に独断専行し、しかも、もっぱら一方的当事者に偏して行われるなどの不公平を疑わせるに足る合理的な理由が存在する場合でなければならない。」

- c 以上の学説や裁判例からするならば、訴訟指揮の問題が一切「裁判の公正を妨げるべき事情」に含まれないとする見解は、到底合理性・説得力を有するものではない。このような解釈は、忌避申立権の根本趣旨と憲法解釈に反し、民事訴訟法の忌避制度を全く無意味にするものであるから、その誤りは明らかである。

小林裁判長らによる、人証調べを含む証拠調べの全面的否定は、裁判官の職権を乱用した暴挙であり、「裁判の公正を妨げるべき事情」にあたる。

- (3) 民事訴訟手続の主宰者は裁判官であるから、なによりも裁判官が適正手続、手続的正義を実現しなければならない。裁判官が適正手続、手続的正

義を怠れば、「公正かつ偏頗のおそれのない」裁判は到底実現することはできない。

これを裁判官忌避事由の観点から見ると、裁判官が適正手続、手続的正義を怠っているという事態が生起すれば、民事訴訟法24条1項の「裁判の公正を妨げるべき事情」に該当するものと考えなければならない。

後述するとおり、憲法31条、32条は「公正かつ偏頗のおそれのない」裁判を実現するために、民事訴訟手続における適正手続、手続的正義を保障したものである以上、裁判手続内における裁判官による適正手続、手続的正義違反は、当然に忌避事由に該当するのである。

しかし、このように民事訴訟法24条1項の「裁判の公正を妨げるべき事情」を「裁判手続外の要因」のみに絞るのであれば、裁判官が適正手続、手続的正義を怠った場合に生じる憲法31条、32条違反という事態を是正する当事者の権利は一切奪われることになってしまう。裁判官による適正手続、手続的正義の懈怠は、当事者の権利・利益に深刻かつ重大な影響を与えるうえ、民事訴訟制度の根幹にかかわる事柄であって、その是正は直ちになされなければならない、上訴等の不服申立手段を待っては、到底実現することはできない。

4 憲法31条、憲法32条に違反する

(1) 民事訴訟における手続保障は憲法上の要請である。

憲法31条は、「何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。」と規定し、刑事事件における法定手続の保障を規定するが、あわせて適正手続の保障をも規定していることは明らかである。

英米法におけるデュープロセス・オブ・ローの大原則に関連する、適正手続の保障の原則は、刑事事件のみならず民事、行政手続においても貫徹、適用されるべきものであることは、当然である。

憲法31条が行政手続について適用されるべきことは最高裁大法廷1992年（平成4年）7月1日判決（民集46・5・437）（成田治安法事件）も認めるところである。

(2) 憲法32条は「何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪われない」

と規定し、裁判を受ける権利を基本的人権の一つとして保障するが、その趣旨は、ただ単に裁判所に訴訟を提起し裁判を求めることを保障するにとどまらず、「公正かつ偏頗のおそれのない」裁判所によって裁判を受けることも保障されていると解されており、「公正且つ偏頗のおそれのない」裁判を実現するためには、適正手続、手続的正義が当然に要請されなければならない。

(3) 民事訴訟手続にも憲法31条（適正手続の保障）、32条（裁判を受ける権利）が適用されることも当然の理である。

婚姻費用分担に関する特別抗告事件判決（第3小法廷2008年（平成20年）5月8日判決・家裁月報60・8・51）において田原睦夫裁判官の補足意見の以下の説示は正当である。

「憲法31条の定める適正手続の保障は、同条が直接規定する生命若しくは自由に対する規制の場面だけではなく、国又は国家機関が、国民に対して一定の強制力を行使する場合に守られるべき基本原則というべきものであり、刑事手続だけでなく、民事手続や行政手続においても同条は類推適用されるべきものである。

また、憲法32条の定める裁判を受ける権利は、憲法31条の定める適正手続の保障の下での裁判を受ける権利を定めたものであって、裁判手続において適正手続が保障されていないときには、憲法違反の問題が生じ得る。

「本件は、家事審判法9条1項乙類の審判手続の問題であるところ、同手続は多数意見引用の判例が判示するとおり、本質的には、非訟事件手続であるから、憲法32条、31条が直接規律する範囲外の手続である。しかし、上記のとおり憲法31条は、国又は国の機関が国民に対して強制力を発動する場合には類推適用されるべき基本的な規定であり、また、非訟事件手続は裁判手続ではないものの、裁判所が関与する手続である以上、憲法32条の趣旨は、非訟事件手続の性質に反しない限り、その手続の中に反映されるべきものである。」

民事訴訟においても適正手続の保障およびこれと範疇を同じくする手続的正義は、憲法31条、32条に基づく憲法上の権利に他ならない。

(4) 民事訴訟は、国家機関である裁判所が私法によって規律される生活関係上

の紛争を強制的に解決調整するために当事者を関与させて行う手続である。この手続が当事者を含む利害関係人及び社会一般に対し正当性を保持する理由は、当事者を手続過程で主体的に参加させ、かつ、手続において実体的正義が実現されることについて、当事者を含む利害関係人及び社会一般の証人、信頼を得ているからである。

民事訴訟において、当事者が主体的に手続に参加する機会を保障することは、正当な権利ないし利益を請求・防御し、それに基づいて公正な裁判を受けるうえで必要不可欠であるが、実体的な正義を実現する裁判の機能ないし役割を果たすうえで必要な手続を確保することも強制的な紛争解決機関として必要不可欠である。それゆえ、手続過程全体を通じて当事者の意思が尊重され、当事者双方に公平に攻撃防御をする機会が与えられなければならない、手続過程の全ての局面においてこのような手続的正義が貫徹されなければならない。

- (5) このような手続的正義は、前記のとおり、適正手続を保障する憲法31条および裁判を受ける権利を保障する憲法32条に根拠を有する。

そして、適正手続、手続的正義は、民事訴訟手続全般において貫徹されるべきところ、とりわけ判断資料の収集過程である主張・立証の局面においては、もつとも必要とされ、判決の基礎となる事実の確定に必要な判断資料を提出する機会を当事者に対等・平等に保障されなければならない。憲法31条、憲法32条は、このような民事訴訟手続の各段階における適正手続、手続的正義をも保障していると解すべきである。

- (6) したがって、憲法31条、32条の解釈からするならば、民事訴訟法24条1項の「裁判の公正を妨げるべき事情」を「裁判手続外の要因」に絞るべきではなく、本件における文書提出命令の申立て、証人尋問及び当事者尋問の各申出の一方的却下といった訴訟指揮の問題は、「裁判の公正を妨げるべき事情」に該当するものと解すべきである。

4 小括

以上、小林裁判長らが忌避申立の裁判が確定していないにも関わらず、判決言渡し期日を指定し、判決を言い渡すことは、民訴法26条但書きが定める要急行為に該当せず、同条本文の「除斥又は忌避の申立てがあったときは、その

申立てについての決定が確定するまで訴訟手続を停止しなければならない。」との規定に反する。また、小林裁判長らには、上記2及び3の観点からして「裁判の公正を妨げるべき事情」が存していた。したがって、小林裁判長らは判決言渡し期日の指定、判決言い渡しには当然に関与することはできなかった。したがって、小林裁判長らは、民訴法312条2項2号が定める「法律により判決に関与できない裁判官」に該当する。

したがって、このような小林裁判長らが言い渡した本件控訴審判決は無効である。

よって、被告は、本件判決に基づく強制執行を行うことはできない。

第3 請求異議の理由（第3点）

被告の離作補償料不払いにより、農地賃貸借解約申入れ許可処分は、失効したので被告の強制執行は、許されない。

1 農地法20条2項2号に基づく許可処分は、不完全きわまる一種の公用収用である。

(1) 訴外千葉県（以下千葉県という）の参加行政庁千葉県知事堂本暁子（以下千葉県知事という）は、被告が「農地法20条第1項の規定による許可申請書」による農地法20条による農地の賃貸借解約の申入れ許可申請に対して平成18年（2006年）9月21日付で許可処分を下し、その許可について「条件 申請書記載の離作補償料を給付のこと」と明記した。

「上記申請書記載の離作補償料」は、上記申請書添付の「賃貸借契約の解約に伴う補償金について」における「補償額 180,715,335円」に他ならない。これは、農地の単価を1㎡当たり7万円とし、耕作面積を9,269.83㎡として賃借割合を27.85%として算出したものである。

上記離作補償料は公共用地の取得に伴う損失基準要綱等に基づく完全な補償に違反し、憲法29条3項の解釈、適用を誤ったものである。

(2) 被告は、離作補償料を一切支払わないままで、農地賃貸借契約解約申入れを強行し、口頭弁論終結後も未だに支払わない。

被告は成田市天神峰字南台（以下南台という）41-8、41-9、同市同字天神

峰（以下天神峰という）78-2 外 4 筆の畑（公簿上野原の地目もある）について平成 18 年（2006 年）10 月 11 日付書面（空港会社項 5-1、-2、甲 10）をもって原告市東孝雄に対して 1 年後の農地賃貸借解約の申入れを行った。その後、再度平成 19 年（2008 年）10 月 13 日付書面をもって原告に対して農地賃貸借解約の申入れを行い、平成 20 年（2008 年）10 月 14 日の経過をもって農地賃貸借を解約する旨通知した。

上記各解約申入れに際して、いずれも上記離作補償料の支払いはなされず現在にいたっている。

2 農地法 20 条の解約申入れ許可とこれに基づく解約申入れは、公用収用の一環である。

(1) 東京帝国大学教授美濃部達吉博士は昭和 11 年（1936 年）に発行された「公用収用法原理」において以下のとおり公用収用について正当に定義した。

「六 結 論

以上述べた所に依り公用収用の定義を下すとすれば、私は公用収用とは、公益上の必要に基づき、國家公共團體又は國家的公權を與へられた私の企業者が、國家的公權の行使に依り、法律に別段の定めある場合の外完全なる損失補償を支拂ふことを条件として、特定の私人に屬する特定の財産権を取得し、これに伴ひて原権利者の権利が消滅するを謂うと定義して誤りなきものと思ふ。若し一言に要約すれば公用収用は『公益上の必要に因る特定の財産権の有償且つ強制的の取得』であると曰っても大過ないであらう。」（同書 47 頁）

以上のとおり、公用収用は、収用委員会の収用裁決、すなわち権利取得裁決、明渡裁決のみならず、収用委員会採決にかかる裁判所判決をはじめ公共の利益のための特定の財産権の有償的且つ強制的の取得であるかぎり多数存在する。

(2) 美濃部博士は、土地収用法の外公用収用制度は、種々の特定法によって定められているとして四種に大別し、第 2 の種類に属するものとして以下のとおり論述されている。

「第二の種類に属するものは、収用の客體は土地収用法に於けると同じく土地であるが、其の手續に付いては全然土地収用法の規程に依らず、別に簡易な手續を定め又は別段の手續を要せず直ちに収用し得るものとして居る場合

である。此の種に屬するものは凡そ次の數種である。(イ) 鑛業及び砂鑛業に付いては其の事業の施行に付き必然に土地の使用を要するものであるが、其の手續については明治八年の日本坑法に於いて既にこれに關する特別の手續を定め、一般法たる公用収用地買上規則に依らないものとして居た。現行の明治三十八年法律第四五號鑛業法も、其の第三章に『土地使用』の章を設け、土地収用法の規程に依らず別の手續に依って他人の土地の上に使用權を取得し、土地所有者の請求に依ってはこれを収用し得べきものと爲し、而して明治四十二年法律一三號砂鑛法第一七條はこれを砂鑛法に準用して居る。

(ロ) 森林事業に付いても森林産物の運搬の爲めには土地の使用を要し、隨つて明治四十年法律第四三號森林法には其の第四章として『土地ノ使用及収用』の章を設け、鑛業法に於けると略類似の規程を設けて居る。(ハ) 明治二十三年法律第二三號陸地測量標條例には測量標設置の爲めにする土地の収用又は使用の事を定めて居る。それには、『民有地ニ標石ヲ設置スルトキハ其敷地ヲ買上クヘシ』とあり、賣買の如くに規定せられて居るが、『所有者之ヲ拒ムコトヲ得ス』とあるのであるから、収用であることは明白である。唯其の収用すべき土地が僅少であるので、別段の収用手續を用ゐずして収用し得べきものとして居る。」(同書 60 頁)

- (3) 農地法 20 条 2 項 2 号は、「その農地」「を農地」「以外のものにすることを相当とする場合」について、「賃貸借の解約の申入れ」するためには、県知事の許可を要することを規定している。同法施行規則 14 条の 2 では第 7 項で賃貸借の解約に伴い支払うべき給付の種類及び内容を賃貸借の解約許可申請書に記載すべきことが定められている。空港会社、千葉県、原判決は、上記申請につき解約申入れにつき同意を要しないと見る見解であるが、仮に同意を要しないと見るならば農地法 18 条によって新たな「所有者」となった被告に対して、確固とした對抗力をもつ小作耕作權を小作權者の意に反して、「公共事業」たる空港建設用地に転用するために解約し、収奪するものである。まして、工事实施計画に基づき空港建設を行う被告が純然たる農地につき補償を給付して解約申入れの許可を得るものであるから、「相当とする場合」という甚だしく不明確な要件ではあり、憲法 29 条 3 項、31 条に違反する条文ではあるが、仮に合憲であるとした場合には、一種の公用収用である

ことは明らかである。千葉県は、県知事の許可（行政法学上は、認可というべきである）は、単に空港会社の解約申入れをなし得る権限を付与したに過ぎず、公用収用に当たらないとするが失当である。収用委員会でさえ収用裁決決定を下すのみであり、県知事に行政代執行を行う権限を付与し、これによって強制収用が現実化するのであり、農地法 20 条 2 項 2 号による許可がきわめて不完全であるにせよ公用収用を否定する論拠にはなり得ない。

3 損失補償は公用収用と不可分一体である。

- (1) 「公用収用は、特定の財産権の有償的の取得であり、其の取得者（収用者）は、原権利者（被収用者）がこれに依って受る損失に付完全なる補償を爲すを要する」（美濃部・前掲書 42 頁）。

「損失補償は収用の一要素を爲すもので、損失補償を支払うことに依って始めて其の目的物たる財産を取得し得るのである。」（同 44 頁）

最高裁判所は、昭和 48 年（1973 年）と平成 9 年（1997 年）に「完全な補償」につき以下のとおり判示した。

「土地収用法における損失の補償は、特定の公益上必要な事業のために土地が収用される場合、その収用によって当該土地の所有者等が被る特別の犠牲の回復を図ることを目的とするものであるから完全な補償、すなわち、収用の前後を通じて被収用者の有する財産価値を等しくさせるような補償をすべきであり、金銭をもってする場合には、被収用者が近傍において被収用地と同等の代替地を取得することを可能にするに足る金額の補償を要するものと解される（最高裁昭和四六年（オ）第一四六号同四八年一〇月一八日第一小法廷判決・民集二七卷九号一二〇一頁参照）」（平成 9 年（1997 年）1 月 28 日第三小法廷判決・最高裁民事判例集 51・1・147 頁）

本件離作補償は、完全な補償とはほど遠く憲法 29 条 3 項の解釈適用を誤ったものであるが、補償の支払は、公用収用の一大要素をなすものである。

しかも、「公用収用における損失補償は前払（欧文略）を原則とする。」（同書）

4 補償金不払いは本件許可処分、賃貸借解約申入れを無効ならしめる。

- (1) 明治 33 年土地収用法は第 62 条において「企業者カ収用又ハ使用ノ期間迄ニ補償金ノ支払又ハ供託ヲ爲ササルトキハ収用審査会ノ裁決ハ其ノ効力ヲ失

フ」と規定した。

現行土地収用法 100 条 1 項は、「企業者が権利取得裁決において定められた権利取得裁決の時期までに権利取得裁決に係る補償金等の支払若しくは供託をしないときは、権利取得裁決はその効力を失い、裁決手続き開始の決定は、取り消されたものとみなす」と規定した。公用収用において、補償金の支払いは重要な要素をなしており、補償金の支払いなしの公用収用はあり得ない。

- (2) 千葉県知事による平成 18 年（2006 年）9 月 21 付農地の賃貸借解約申入れについての許可は、上記のとおり「3 条件 申請書記載の離作補償を給付すること」と明記した。

すなわち、離作補償料の給付（支払）があつてはじめて本件許可処分は、効力を発生する。

しかしながら、被告は、平成 18 年（2006 年）10 月 11 日付書面および同 19 年（2009 年）10 月 13 日付書面による上告人市東孝雄に対する解約申入れに際して、離作補償料金 180,715,335 円を支払わず、また供託もしなかった。そして控訴審における口頭弁論終結日たる 2015 年（平成 27 年）3 月 4 日以降もその違法行為は継続して、現在にいたっている。

上記補償額は、農地賃貸借解約申入れ時点での給付である。

空港が上記支払をしなかったことにより、千葉県知事の農地賃貸借申入れ許可はその効力を失ったものである。

- (3) 本件許可処分は、行政法学上は認可処分である（田中二郎東大名誉教授・行政法上 109 頁）。

千葉県知事がつけた賃貸借解約申入れ許可の条件である上記補償の支払（給付）を被告が行わないことは、本件許可処分における、きわめて重大な瑕疵である。

上記のとおり、支払があつてはじめて本件許可処分は効力を発生する。賃貸借契約解約申入れ許可処分には、重大かつ明白な瑕疵がある。行政行為につき重大かつ明白な瑕疵があれば、当該行政行為は無効である。

本件解約申入れ許可処分は、無効である。

- (4) したがって空港会社による申立人市東孝雄に対する農地の賃貸借解約申入

れは無効である。

俗にいう「やらずぶったくり」は空港会社といえども許されない。江戸時代の悪代官さえも行わなかった所業である。

5 口頭弁論終結後も離作補償料を支払わないことは、重大かつ明白な瑕疵である。

(1) 仮りに百歩譲って、被告が本件基本事件の控訴審口頭弁論終結日（2015年（平成27年）3月4日）以前に離作補償料を支払うか又は供託した場合には、前記重大かつ明白な瑕疵が治癒されるとしても、上記口頭弁論終結後にも上記補償料の支払い手続きをしないことは、如何なる意味においても重大かつ明白な瑕疵というべきである。

前記のとおり、千葉県知事被告に対しては農地の賃貸借解約の申入れ許可処分を下すに際して、その許可について「条件 申請書記載の離作補償料を給付のこと」と明記した。

被告空港が、いかに遅延したとしても、上記口頭弁論終結日までには、正当な補償とはとうてい認められないにせよ、自ら申請書添付書類で明記した離作補償料を支払い、もしくは供託するものと通常人であれば当然に認識するところである。幼稚園児でさえ、金を払わずに他人の物を奪うことが悪いことだと認識している。

被告空港会社が上記終結日後も離作補償料を支払い、もしくは供託しないことは、現社会の道理、条理に明らかにもとるものであり、裁判所のとうてい是認すべきことではない。

このような被告に、建物等を収去し、農地明渡しの請求権を認めることは、公然たる農地強盗行為、不動産侵奪行為（刑法 236 条、235 条の2）に加担するものである。

(2) 旧民事訴訟法第六編 518 条 2 項は、執行文の付与に関して「判決ノ執行カ其ノ旨趣ニ従ヒ保証ヲ立ツルコトニ繋ル場合ノ外他ノ条件ニ繋ル場合ニ於テハ債権者カ証明書ヲ以テ其ノ条件ヲ履行シタルコトヲ証スルトキニ限り執行カアル正本ヲ付与スルコトヲ得」と規定していた。

最高裁第一小法廷昭和 41 年（1966 年）12 月 15 日判決（民集 20・10・2089 頁）は、和解調停における賃料不払による解除の事実は債権者の立証すべ

き事項ではないとして、同条 2 項の「他ノ条件」に当たらない判断するとともに和解調書による執行力の排除を求めるには旧民事訴訟法 545 条の請求異議の訴によるべきであると判示した。

現行民執法 27 条 1 項は「請求が債権者の証明すべき事実の到来に係る場合においては、執行文は、債権者がその事実の到来したことを証する文書を提出したときに限り、付与することができる。」と規定し、いわゆる条件成就執行文の付与の要件を定めたものであり、旧民訴法 518 条 2 項の「条件」とその内容に変わりがないとされる（条解民事執行法・浦野雄章 124 頁）。

ただし、本件確定判決では、その主文において、離作補償料の支払いを条件としていない。しかし、賃貸借解約申入れに際して、上記離作補償料の給付をしないときは、前記のとおり、賃貸借解約申入れは効力を発生しない。したがって確定判決は、無効である。そこで、本訴訟をもって、本件確定判決に基づく離作補償料不払いのままでの被告の本件請求は、以下のとおり違憲、違法であり、棄却されるべきある。

確定判決は、64 頁 (4) において「(4) 以上からすれば、本件離作補償を給付することを条件として本件各土地を農地以外のものにすることが「相当とする場合」に該当すると認められる」と判示したが誤りである。

千葉県知事は、前記のとおり被告の農地法・条による農地の賃貸借解約の申入れ許可申請に対して許可処分を下し、賃貸借解約申入れに際して「条件 申請書記載の離作補償料を給付のこと」を付与して許可処分を下したものである。すなわち、農地賃貸借解約の申入れに際しての条件として「離作補償料を給付すること」を付したものであり、解約申入れの際に、給付しなければならないことが明らかである。原判決における「本件離作補償を給付することを条件とした本件各土地を農地以外のものにすること」との判示は、農地賃貸借解約申入れに際して離作補償料の給付が条件となっている事実を無視、誤認しているものである。

原判決の判示によれば本件各土地を農地以外のものにした場合、すなわち原告から農地を収奪して、空港用地にしたときに給付することも違法でなくなるという途方もない憲法 29 条 3 項、31 条違反の判断ををおかした

ものである。

確定判決およびその控訴審でも正当な補償とはほど遠い離作補償料について被告が給付したのか否かについて判示していないのは判決の理由不備、被告に対する権利無視の態度をも明証している。

本件控訴審における口頭弁論終結後も訴外千葉県知事が定めた条件に違背して離作補償料すら給付せずに原告の農地収奪を容認する確定判決は、憲法 29 条、31 条に違反し、無効であり、被告の本件強制執行請求は、棄却されなければならない。

第 4 結語

原告は、3 代約 100 年にわたる本件農地の耕作を受け継ぎ完全無農薬有機農業を営み、健康的で優良な野菜類を産地直送運動によって都会地の消費者に供給して、共存している。この農地は原告にとって、命であり、生存権的基本権である。この農地を原告から奪うことは、農民殺しを犯すことに他ならない。原告の小作権は厳然として存在している。よって原告は、農地賃借権（小作権）に基づき、本件確定判決による被告の強制執行請求の不許可を求めて本訴に及ぶ次第である。

添付書類

- | | | |
|---|-----------------------------------|-----|
| 1 | 代表者事項証明書 | 1 通 |
| 2 | 訴訟委任状 | 1 通 |
| 3 | 固定資産税評価証明書 | 1 通 |
| 4 | 甲第 1 ～ 5 号証 | |
| | 甲第 1 号証（本件基本事件確定判決） | 写 |
| | 甲第 2 号証（第 1 2 回成田空港問題円卓会議記録） | 写 |
| | 甲第 3 号証（「東峰地区の皆さまへ」公団総裁黒野匡彦） | 写 |
| | 甲第 4 号証（2013 年 2 月 15 日市東孝雄陳述書） | 写 |
| | 甲第 5 号証（2014 年 10 月 8 日市東孝雄意見陳述書） | 写 |
- その余の書証は追って口頭弁論期日前に提出する。